

平成18年 5月17日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤ ギ
代表者名 取締役社長 八木秀夫
(コード番号 7460 大証第2部)
問合せ先 経営企画室長 南 秀幸
(TEL. 06-6266-7332)

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月10日付でお知らせしました「定款の一部変更に関するお知らせ」において、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 「定款の一部変更に関するお知らせ」の<変更の理由> (別紙) 1 ページ
(下線は訂正部分を示します。)

【訂正前】

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、定款第5条に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、また、やむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (6) 「会社法」により取締役会の書面決議が認められることに伴い、取締役会の機動的な開催と決議に加わることができる取締役全員の意見を反映することが可能となるように、第24条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (7) 「会社法」により社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりましたので、将来にわたり独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、第37条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

【訂正後】

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第4条に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、また、やむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (6) 「会社法」により取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的な開催と決議に加わることができる取締役全員の意見を反映することが可能となるように、第24条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (7) 「会社法」により社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりましたので、将来にわたり独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、第34条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

2. 「定款の一部変更に関するお知らせ」の<変更の内容> (別紙) 2 ページおよび5 ページ

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>ときまでとする。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する</u>ときまでとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

【訂正後】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>ときまでとする。</p> <p>3. <u>前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する</u>ときまでとする。</p> <p>(削除)</p>

以 上